

鳴門市新庁舎整備事業 実施設計施工者選定 公募型プロポーザルの参加表明に関する質疑への回答

質疑No.	資料名及び ページ番号	質疑事項	回答
1	実施要領 3ページ 4.(1) 参加者の 構成等	<p>本事業において、共同設計・共同施工方式での共同企業体は可能でしょうか。</p> <p>具体的には、設計JV（乙型、A・B社）と建設工事JV（甲型、A・C・D社）による、乙型共同企業体で組成したいと考えております。（全体でA・B・C・D社の4社）</p> <p>この場合、協定書は各JV分を提出する必要があると考えますが、よろしいでしょうか。</p> <p>また、設計JVは乙型で問題無いでしょうか。</p>	<p>共同設計・共同施工方式による共同企業体の結成も可とします。令和2年8月26日付けで、鳴門市新庁舎整備事業に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱について、改正を行い、市公式ウェブサイト上のデータを修正しましたので、ご確認ください。</p> <p>共同企業体の結成に係る協定書については、結成するすべての共同企業体に関してご提出ください。</p> <p>共同設計方式による共同企業体を結成する場合は甲型・乙型、どちらの形式を採用していただいても問題ありませんので、採用した形式に沿った協定書を締結してください。</p>
2	実施要領 3ページ 4.(1) 参加者の 構成等	<p>上記質疑No.1の場合、参加表明書は1部（A・B・C・D社の4社）を提出すればよろしいかと存じますが、委任状も1部（A・B・C・D社の4社名）でよろしいでしょうか。</p> <p>それとも、設計JV（A・B社）・建設工事JV（A・C・D社）の各JVでの委任状が必要でしょうか。（使用印鑑届の扱いもご教示ください。）</p>	<p>ご質問のケースにおいても、「様式4-1_プロポーザル参加表明書」、「様式5_特定建設工事共同企業体委任状・使用印鑑届」は、ともに1部をご提出ください。</p>
3	実施要領 3ページ 4.(1) 参加者の 構成等	<p>実施要領4(1)ア④にはJVの構成員数は3社以内とあり、共同企業体取扱要綱第4条2に乙型JVの場合は2社以上とあります。</p> <p>取扱要綱を見ると乙型JVにおける構成員の数の制限は無い様に見受けられますが、乙型JVにおいても構成員の数は3社以内ということになるのでしょうか。お教えます。</p>	<p>設計事務所については、3社以内という構成員の制限を適用しません。</p> <p>鳴門市新庁舎整備事業に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱第4条第1項に規定するとおり、3社以内という構成員数の制限が適用されるのは、甲型JVのみです。</p>
4	実施要領 3ページ 4.(1) 参加者の 構成等	<p>全体のJV組成は建設会社と設計事務所のJVとし、その内訳として施工業務は代表建設会社と市内業者のJV、設計業務は設計事務所と代表建設会社の設計部門とのJVとする場合における構成員の数は3社という理解でよろしいでしょうか。お教えます。</p>	<p>ご質問のケースでは、実施要領3ページ「4.参加資格(1)-④」に記載のとおり、設計事務所の構成員の制限は設けないため、問題ありません。</p>

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
5	実施要領 3ページ 4.(1) 参加者の 構成等	4-(1)【参加者の構成等】にJVの構成員数は3社以内、但し設計事務所の制限は設けない、との記載がありますが、複数の設計事務所と組成する場合、施工業務の構成員と合わせて4社以上によるJVが可能との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施要領 5ページ 4.(3) 業務別の 参加資格	実施要領 p 4 4. 参加資格 (3) 業務別の参加資格 ア. イ. ウ. の各々の業務に係る要件に「〇〇業務を行う者は、…」と表記されておりますが、「者」とは「企業」を指すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	実施要領 4ページ 4.(3) 業務別の 参加資格	業務別の参加資格につきまして、参加資格確認書は、JV代表企業分の参加資格確認書を提出すればよろしいでしょうか。それともJV構成会社全ての参加資格確認書が必要でしょうか。	参加資格確認書は、すべての構成員についてご提出ください。なお、②及び③の要件を満たさない構成員については、同欄を空欄としてください。
8	実施要領 4ページ 4.(3) 業務別の 参加資格	設計業務をJVで行う場合、実施要領4(3)ア①及び②の要件は構成員のいずれかが満たせば良いと考えてよろしいでしょうか。お教え願います。	①については、設計業務を行うすべての構成員が要件を満たす必要があります。 ②については、鳴門市新庁舎整備事業に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱第6条第1項をご参照ください。
9	実施要領 5ページ 4.(3) 業務別の 参加資格	施工業務をJVで行う場合、実施要領4(3)イ①及び②の要件は構成員のいずれかが満たせば良いと考えてよろしいでしょうか。お教え願います。	①については、施工業務を行うすべての構成員が要件を満たす必要があります。 ②については、鳴門市新庁舎整備事業に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱第6条第1項をご参照ください。
10	実施要領 5ページ 4.(3) 業務別の 参加資格	4-(3)-イ【施工業務の参加資格】について、②及び③はJV構成員のいずれかが満たしていれば良いとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	実施要領 5ページ 4.(3) 業務別の 参加資格	上記質疑No.10の場合、②及び③を満たさない構成員については、参加資格確認書の実績欄は空欄で提出すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
12	実施要領 5ページ 4.(4) 実施体制	現場代理人と監理技術者の兼任は認めるとの理解してよろしいでしょうか。お教え願います。	不可とします。
13	実施要領 6ページ 4.(4) 実施体制	設計業務と工事監理業務の管理技術者は通常の設計監理の場合は同一人物が担当する事が一般的なので兼務は可能と考えて宜しいでしょうか。	不可とします。
14	実施要領 6ページ 4.(4) 実施体制	設計業務と工事監理業務の各主任技術者は通常の設計監理の場合は同一人物が担当する事が一般的なので兼務は可能と考えて宜しいでしょうか。	不可とします。
15	実施要領 6ページ 4.(4) 実施体制	電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術者との兼任は認められるのでしょうか。	不可とします。
16	実施要領 6ページ 4.(4) 実施体制	それぞれの資格を有しているのであれば、電気設備施工主任担当者と機械設備施工主任担当との兼任は認められるのでしょうか。	不可とします。
17	実施要領 7ページ 4.(4) 実施体制	電気設備監理業務主任技術者と機械設備監理業務主任技術者との兼任は認められるのでしょうか。	不可とします。
18	実施要領 6ページ 4.(4) 実施体制	統括責任者及びコスト管理責任者については、他工事（もしくは他部署）との兼任は認められるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	実施要領 7ページ 4.(4) 実施体制	事業主が県で、発注者が特定目的会社であるPFI事業は、コスト管理責任者の要件である公共施設に該当しますでしょうか。 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律では、「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事と定義されております。）	PFI事業では、設計や工事の発注者がSPCであり、コストはSPC内で管理となるため、本件のコスト管理責任者に求める資格に該当しません。 本件のコスト管理責任者には、設計から施工まで一貫したコスト管理を担っていただくため、公共工事として適切な会計処理や会計監査への対応経験等を期待しています。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
20	実施要領 7ページ 4.(4) 実施体制	コスト管理責任者の要件「国又は地方公共団体等が発注する工事」の定義において、入契法第2条第2項に定める公共工事と医療法第31条に定める公的医療機関、国立大学法人及び公立大学法人が発注する工事となっておりますが、この定義は、実績・体制評価での同種事業も同じ定義と考えてよろしいでしょうか。	実績・体制評価における同種事業の定義については、評価基準書の別表1中の「※1」をご参照ください。
21	実施要領 8ページ 4.(5) 再委託	設計管理技術者及び建築（総合）にかかる設計主任技術者が行わなければならない業務を除く設計業務について、再委託することができるかとありますが、工事監理業務については、再委託はできないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	実施要領 11ページ 9.(1) 提出方法等	提出物は全てをA4版ファイルに綴じ込み、ファイルの表面と背面に事業名と企業名を記し、ファイルのまま出す(封筒に入れて封緘は不要)という理解でよろしいでしょうか。尚、ファイルが複数冊に及ぶ場合は、通し番号を記すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	実施要領 11ページ 9.(1) 提出方法等	データCD-R(又はDVD-R)の印字面へは、事業名と企業名を記すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	実施要領 11ページ 9.(1) 提出方法等	9-(1)-I 電子データについて、様式の指定があるものはPDFに変換せず提出と記載されており、様式リスト(A3)の提出資料の体裁にはA4(PDF)との記載がありますが、実施要領記載を優先するという理解でよろしいでしょうか。また、押印の必要な書類については、PDFデータも提出が必要でしょうか。	様式集の「様式0_様式リスト」の「提出資料の体裁・記載内容・添付資料等」欄に提出形式の指定があるものは、そちらの記載を優先することとします。
25	実施要領 11ページ 9.(3) 提出書類	類似実績に該当する民間施設実績における技術者が従事したことを証明する書類について、「第2回事業者間対話に係る質疑事項と回答」にあります通り、自社で作成した従事証明書類に自社の代表者印を押印した書類でよろしいでしょうか。	実績を証明する書類については、様式集の「様式0_様式リスト」の「提出資料の体裁・記載内容・添付資料等」欄をご参照ください。 なお、当該欄中に記載の資料の提出が難しい場合に限り、自社で作成した従事証明書類をもって証明することができることとします。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
26	実施要領 11ページ 9.(3) 提出書類	法人の登記事項証明書（JV構成員を含む）について、原本での提出でしょうか、それとも写しによる提出でもよろしいのでしょうか。	写しによる提出を可とします。
27	実施要領 11ページ 9.(3) 提出書類	法人登記事項証明書の記載がありますが、これは写して良いとの理解でよろしいでしょうか。また証明日について有効な期間の規定は無いと考えてよろしいでしょうか。お教え願います。	お見込みのとおりです。
28	実施要領 11ページ 9.(3) 提出書類	登記事項証明書は写しでよろしいでしょうか。	写しによる提出を可とします。
29	様式4-1 プロポーザル 参加表明書	御市への登録で代理人登録がある場合、参加表明書への捺印は、代理人のみでの捺印なのか、それとも代表者と代理人の連名による捺印となるのかどちらでしょうか。	本市の建設工事入札参加資格業者名簿に代理人をもって登録を行っている場合、参加表明書への捺印は、代理人の捺印としてください。
30	様式4-1 プロポーザル 参加表明書	鳴門市様に提出した指名願いにおいて、社長から支店長に権限の年間委任がなされている場合については、支店長印での押印という理解でよろしいでしょうか。また、記名については、社長代理という表記は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	本市の建設工事入札参加資格業者名簿に代理人をもって登録を行っている場合、参加表明書への捺印は、代理人の捺印としてください。 社長代理という表記は必要ありません。
31	様式4-2 参加資格 確認書	提出書類となっている「建築士事務所登録証明書」と「特定建設業の許可書」は、原本での提出でしょうか、それとも写しによる提出でもよろしいのでしょうか。	写しによる提出を可とします。
32	様式4-2 参加資格 確認書	様式4-2に、建築士事務所登録証明書及び特定建設業の許可書の添付の記載がありますが、それぞれ写しを添付すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。お教え願います。	写しによる提出を可とします。
33	様式4-2 参加資格 確認書	特定建設業の許可書は写しでもよろしいでしょうか。	写しによる提出を可とします。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
34	様式4-2 参加資格 確認書	実績を証明できる資料の記載で「1つの資料で要件がすべて確認できるのであれば、下記に記載の資料をすべて提出する必要はありません。」とありますが、1つの資料でなく要件が確認できる資料であれば、記載の資料すべて提出する必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。又、設計図書も資料と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	様式4-2 参加資格 確認書	『【設計業務】実績を証明できる「公共建築協会の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)の業務カルテ」、「契約書の写し」、「業務完了を示す資料」、「仕様書」、「確認済証」、「大臣認定書」等の資料を添付してください。』と記載がありますが、様式4-2の記載内容を確認できる資料を添付するという理解でよろしいでしょうか。また、具体的に記載の無い「等」に含まれる書類について、参加表明書提出時に添付の必要があれば回答の際に公表されるという理解でよろしいでしょうか。同様の観点で、施工業務、監理業務についても回答の際に公表されるという理解でよろしいでしょうか。	実施要領に記載された参加資格に関する実績を確認できる資料を提出してください。また、様式集の「様式0_様式リスト」の「提出資料の体裁・記載内容・添付資料等」欄に記載のとおり、要件がすべて確認できるのであれば、記載の資料をすべて提出する必要はありません。なお、「等」に含まれる書類として、具体的に想定され、提出を必須とするような書類はありません。
36	様式4-2 参加資格 確認書	代表企業（建設）が工事監理を行う場合において、DB案件（設計施工一括）の実績しかない場合、参加資格確認書の実績を証明できる書類として当該契約書他を添付するという事でよろしいでしょうか。その場合、契約金額については、設計施工一式の金額となりますが、参加資格確認書／工事概要欄記載の契約金額については、当該金額の記載でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。実績を証明する書類については、様式集の「様式0_様式リスト」の「提出資料の体裁・記載内容・添付資料等」欄をご参照ください。
37	様式4-2 参加資格 確認書	公共工事ではなく、民間工事の実績の場合、「公共建築協会の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)の業務カルテ」は対象外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	様式4-2 参加資格 確認書	コリンズに必要な条件が記載されていれば、他の証明書類は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
39	様式4-2 参加資格 確認書	コリンズに「免震構造」の記載があれば、大臣認定証の添付は不要と考えてよろしいでしょうか。	大臣認定証以外の書類で、「構造性能評価を受け大臣認定を取得した延べ面積5,000㎡以上の免震構造の建築物」であることが確認できる場合、大臣認定証の添付は不要です。
40	様式4-2 参加資格 確認書	参加資格確認書で提出した実績と実績・体制評価に係る提案書で提出する実績は、参加資格要件を満たしていれば、異なっても構わないでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	様式4-2 参加資格 確認書	様式4-2の参加資格確認書と様式7-5の実績・体制評価に係る提案書(参加者の業務実績)の実績は異なっても良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	様式4-2 参加資格 確認書	参加資格確認書に記載する設計・施工・監理実績と各業務の開始時点で配置できる技術者の実績は異なっても良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	様式4-2 参加資格 確認書	参加資格確認書にて、設計業務、施工業務、監理業務それぞれで業務者が2者以上いる場合、② a 欄、② b 欄、③ 欄については該当する企業について、記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、参加資格確認書は、すべての構成員についてご提出ください。
44	様式4-2 参加資格 確認書	代表企業（建設）及び構成員（設計事務所）が共同で設計業務を実施する場合、参加資格確認書（設計業務）については、いずれか一方の参加資格確認書を提出することによろしいでしょうか。	参加資格確認書は、すべての構成員についてご提出ください。
45	様式4-3 法人等 概要書	様式リストでは記名押印となっておりますが、押印に関しては、代表者職氏名欄の右端に、代表者印（社長印）を押印すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	様式4-3 法人等 概要書	様式4-3の法人等概要書に記名押印をすること、との記載がありますが、様式4-3に記名押印をする欄がありません。各自において適宜記名する箇所を設けるとの理解でよろしいでしょうか。お教え願います。	代表者職氏名欄の右端に、代表者印を押印できるよう、令和2年8月26日付けで、「様式4-3_法人等概要書」について、市公式ウェブサイト上のデータを修正しましたので、提出にあたっては、修正後の様式をご使用ください。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
47	様式4-3 法人等 概要書	様式リストには記名押印と記載がありますが、様式4-3には記名押印する箇所がありません。記名押印は不要という認識でよろしいでしょうか。	代表者職氏名欄の右端に、代表者印を押印できるよう、令和2年8月26日付けで、「様式4-3_法人等概要書」について、市公式ウェブサイト上のデータを修正しましたので、提出にあたっては、修正後の様式をご使用ください。
48	様式4-3 法人等 概要書	弊社は四国支店長を委任先としておりますが、代表取締役の押印が必要でしょうか。	不要です。 令和2年8月26日付けで、様式集のうち「様式0_様式リスト」について、市公式ウェブサイト上のデータを修正しました。
49	様式4-3 法人等 概要書	法人概要書について、役職名に記載するのは、取締役、監査役、幹事との理解でよろしいでしょうか。お教え願います。	「様式4-3_法人等概要書」には、法人登記簿上に掲載されている役員等（監査役、幹事を含む）について記載してください。
50	様式4-3 法人等 概要書	法人等概要書に、生年月日、性別、本籍地等の記載が必要な場合、貴市における個人情報保護法への対応・実施方法等をお教え願います。	事業者より提出された書類に含まれる個人情報、本プロポーザルのためにのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、鳴門市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理することとします。 事業者においては、必ず本人の同意を得た上で個人情報の記載を行うこととしてください。
51	様式4-3 法人等 概要書	法人概要書について、様式4-3の注意書きに「※法人登記簿と一致させてください」とありますが、法人登記簿（登記事項証明書）には生年月日、性別及び本籍地の記載がありません。また、住所については代表取締役のみの記載となっております。特に生年月日、本籍地は個人情報保護に抵触する可能性もありますので、法人登記簿に記載されている通りに記入すれば良いという理解でよろしいでしょうか。お教え願います。	本籍地の記載は不要としますが、生年月日、住所（都道府県及び市区町村まで）については、本人の同意を得た上で記載してください。 令和2年8月26日付けで、様式集のうち「様式4-3_法人等概要書」について、市公式ウェブサイト上のデータを修正しましたので、提出にあたっては、修正後の様式をご使用ください。
52	様式4-3 法人等 概要書	特記事項に「法人登記簿と一致」と記載ありますが、法人登記簿上に取締役・監査役の住所・本籍地の記載が無い場合は、本様式にも記載せずとも宜しいでしょうか。代表権のある取締役のみ登記簿上に住所記載がある場合は、当該取締役のみ住所記載（本籍未記載）で宜しいでしょうか。	本籍地の記載は不要としますが、生年月日、住所（都道府県及び市区町村まで）については、本人の同意を得た上で記載してください。 令和2年8月26日付けで、様式集のうち「様式4-3_法人等概要書」について、市公式ウェブサイト上のデータを修正しましたので、提出にあたっては、修正後の様式をご使用ください。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
53	様式4-3 法人等 概要書	役員の氏名等については、通常現住所を提示しています。本籍地の記載は必要でしょうか。	本籍地の記載は不要とします。 令和2年8月26日付けで、様式集のうち「様式4-3_法人等概要書」について、市公式ウェブサイト上のデータを修正しましたので、提出にあたっては、修正後の様式をご使用ください。
54	様式4-3 法人等 概要書	本籍地欄に記載の事項は、都道府県名まででよろしいのでしょうか、それとも番地等までの記載が必要でしょうか。	本籍地の記載は不要とします。 令和2年8月26日付けで、様式集のうち「様式4-3_法人等概要書」について、市公式ウェブサイト上のデータを修正しましたので、提出にあたっては、修正後の様式をご使用ください。
55	様式4-3 法人等 概要書	本書下欄の「連絡先」とは応募グループ代表企業の窓口を記載すれば宜しいでしょうか。	代表企業の窓口を記載してください。
56	様式5 特定建設工事 共同企業体 委任状	様式5では、共同企業体の名称が「特定建設共同企業体」となっておりますが、様式リストでは「特定建設工事共同企業体」となっております。どちらが正しいのでしょうか。	「特定建設工事共同企業体」が正しいです。 令和2年8月26日付けで、様式集のうち「様式5_特定建設工事共同企業体委任状・使用印鑑届」について、市公式ウェブサイト上のデータを修正しましたので、提出にあたっては、修正後の様式をご使用ください。
57	様式5 特定建設工事 共同企業体 委任状	協定書案には「〇〇特定建設工事共同企業体」と記載されておりますが、委任状に記載の共同企業体名が、「特定建設共同企業体」となっており「工事」が省かれております。共同企業体名称は「工事」を含んだ名称で作成するのが正と考えてよろしいでしょうか。	「特定建設工事共同企業体」が正しいです。 令和2年8月26日付けで、様式集のうち「様式5_特定建設工事共同企業体委任状・使用印鑑届」について、市公式ウェブサイト上のデータを修正しましたので、提出にあたっては、修正後の様式をご使用ください。
58	様式5 特定建設工事 共同企業体 委任状	共同企業体の名称について、様式5では実施要領や他の様式とは違い「特定建設共同企業体」となっており「工事」の記載がありませんが、共同企業体の名称は「〇〇特定建設工事共同企業体」という理解でよろしいでしょうか。お教え願います。	「特定建設工事共同企業体」が正しいです。 令和2年8月26日付けで、様式集のうち「様式5_特定建設工事共同企業体委任状・使用印鑑届」について、市公式ウェブサイト上のデータを修正しましたので、提出にあたっては、修正後の様式をご使用ください。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
59	様式5 特定建設工事 共同企業体 委任状	様式4-1 2.必要書類欄には「特定建設工事共同企業体委任状」と記載されており、様式5は「特定建設共同企業体委任状」との記載されておりますが、どちらの表記に統一すればよろしいでしょうか。 また、表記を統一する場合において、指定様式の表記修正は必要でしょうか。	「特定建設工事共同企業体」が正しいです。令和2年8月26日付けで、様式集のうち「様式5_特定建設工事共同企業体委任状・使用印鑑届」について、市公式ウェブサイト上のデータを修正しましたので、提出にあたっては、修正後の様式をご使用ください。
60	様式5 特定建設工事 共同企業体 委任状	JV委任状について、設計企業を含め4社以上で共同企業体を構成する場合、捺印欄は追加して作成して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	様式5 特定建設工事 共同企業体 委任状	設計・共同施工方式（乙型共同企業体）を考えていますが、委任状・使用印鑑届はそれぞれの企業体について必要でしょうか。	設計・共同施工方式による共同企業体を結成する場合、「様式5_特定建設工事共同企業体委任状・使用印鑑届」については、乙型共同企業体に関するもののみ提出することとし、甲型共同企業体については提出は不要とします。
62	様式5 特定建設工事 共同企業体 委任状	共同企業体名称の下段に「代表者 構成員」と明記がありますが、記名押印をする者については、共同企業体の代表者のみでよいという理解でよろしいでしょうか。また、その場合指定様式の表記を「代表者構成員」を「企業体代表者」に訂正は必要でしょうか。	お見込みのとおりです。 指定様式の表記を訂正する必要はありません。
63	設計・施工 仮契約書 (案)	建築士法第22条3-3に規定される書面については別途取り交わすと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	共同企業体 取扱要綱	要綱【別紙】に共同企業体の結成例の記載がありますが、代表構成員が建設会社で構成員が建設会社と設計事務所との構成になる場合、JV全体では乙型の協定書を使用し、施工業務において甲型の協定書を使用するという理解でよろしいでしょうか。お教え願います。	お見込みのとおりです。

質疑No.	資料名及び ページ番号	質疑事項	回答
65	共同企業体 取扱要綱	別紙結成例の3)において、設計企業・施工企業共、共同企業体を結成する場合、共同企業体協定書は設計JV、施工JV共に甲型協定書を締結し、設計JVと施工JVで乙型協定書を締結することで宜しいでしょうか。	共同施工方式、共同設計・共同施工方式による共同企業体の結成については、お見込みのとおりです。 なお、共同設計方式による共同企業体を結成する場合は甲型・乙型、どちらの形式を採用していただいても問題ありませんので、採用した形式に沿った協定書を締結してください。
66	共同企業体 取扱要綱	上記質疑No.65の場合、乙型協定書案に構成員として記載する企業は、互いのJV代表者のみ記載すればよいか、あるいは案文を修正し、すべての構成員を記載すべきか、ご教示ください。	すべての構成員を記載してください。